

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市道の駅条例（令和４年条例第47号）第14条	使用料の減免	産業振興課

1 審査基準は、盛岡市道の駅条例第14条による。

2 標準処理期間は、3日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。